

防府市友愛訪問活動促進事業運営要領

昭和41年4月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし高齢者に対して訪問活動を実施することにより、地域社会におけるあたたかい見まもりを促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。ただし、この事業の実施を防府市社会福祉協議会に委託するものとする。

(訪問対象者)

第3条 この事業の訪問対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者とする。

(実施方法)

第4条 この事業は、防府市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会を通じ、次条に規定する友愛訪問グループにより実施するものとする。

(友愛訪問グループ等)

第5条 友愛訪問グループは、原則として成人の友愛訪問員で構成し、単位自治会及び町内会ごとに1グループ（3人以上）を設置する。ただし、単位自治会及び町内会に民生児童委員の複数設置の自治会及び町内会においては、複数グループを設置する。

2 前項の友愛訪問員は、防府市社会福祉協議会長及び地区社会福祉協議会長の連名により委嘱する。

3 地区社会福祉協議会長は、友愛訪問員の選出にあたり自治会長及び地区民生委員児童委員協議会長に意見を求めることができる。

4 友愛訪問員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。変更があった場合は、地区社会福祉協議会会長が市社会福祉協議会会長に報告する。

(訪問日)

第6条 友愛訪問グループの訪問は、おおむね週に1回以上とする。

(業務の内容)

第7条 友愛訪問グループの業務の内容は、日々の生活の中で見守りを行いつ

つ声掛けを実施し、次に掲げる業務のうち訪問対象者に必要と思われるものについて行うものとする。

安否の確認

生活、身上その他必要な相談及び助言

担当地区の民生委員、保健師、警察官等との連絡及び協力

事故発見の際の緊急報告

(連絡会議等)

第8条 地区社会福祉協議会は、友愛訪問グループの活動状況を把握し、意見交換の場として連絡会議を開催する等、その資質の向上に努めるものとする。

(費用弁償)

第9条 防府市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会を通じ、友愛訪問グループごとに活動費として年間一定額の助成を行うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。